

尼崎市社会福祉協議会
地域福祉推進計画

2022年(令和4年)4月～2027(令和9年)年3月

**社協は
ほっとき
ません!**

社会福祉法人
尼崎市社会福祉協議会

〒660-0828
尼崎市東大物町1丁目1-2 尼崎市社協会館内
TEL.06-6489-3550 FAX.06-6489-3526
メールアドレス info@amasyakyo.jp
ホームページ <http://amasyakyo.jp>



ホームページQR

この冊子の発行には、赤い羽根共同募金の配分金が使われています。



あがはねちゃん

社協イメージ
キャラクター
あまりん



【地域福祉推進計画とは】

子どもも、高齢者も、障がいのある人も、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられる地域づくりを目指し、尼崎市と連携した地域住民が主体となった地域福祉活動の取り組みをすすめていくために民間の立場から策定した活動計画です。

目次

地域福祉推進計画とは	表紙
この計画の性格と位置づけ	1
この計画ができるまで	
計画の期間と進行管理	
地域福祉推進計画でめざすこと	2
基本目標 1 誰でも気軽に相談できる場をつくる	3
1. 推進項目 1 総合的な相談支援体制づくりをすすめます	
2. 推進項目 2 社会資源情報の収集と共有化をすすめます	
3. 推進項目 3 社協の広報を充実させます	
基本目標 2 地域で安心して暮らすための地域福祉活動をひろげる	5
1. 推進項目 1 多様な主体と地域住民が地域福祉活動に共に取り組めるしくみをつくります	
2. 推進項目 2 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりをすすめます	
3. 推進項目 3 地域の多様なニーズに応えるために、むすぶ機能の充実を図ります	
4. 支部地域福祉推進計画	
基本目標 3 みんなが支えあえるつながりづくりをすすめる	11
1. 推進項目 1 様々な生活福祉課題解決のために必要な専門機関、 団体のネットワークの充実を図ります	
2. 推進項目 2 権利擁護支援の充実を図ります	
各種イメージ	13
・ 地域福祉を推進するためのネットワークの展開イメージ	
・ 尼崎市社会福祉協議会 総合相談のイメージ	
・ ボランティア活動からみたボランティアセンター（VC）と「むすぶ」の関係イメージ	
・ 重層的支援体制整備事業 市社協が考える支援体制のイメージ	
・ 成年後見等支援センター イメージ	
・ SDGS（エス・ディー・ジーズ）の取組	
用語解説	22

基本目標

1

誰でも気軽に相談できる場をつくる (みつける、うけとめる)



市社協では、子ども、高齢者、障がいのある人等、属性や世代を問わず、地域住民が困ったときの身近な相談窓口として対応をしています。これからも地域での困りごとを早期に見出し、受けとめ、支援していけるような体制づくりをすすめます。

推進項目 1 総合的な相談支援体制づくりをすすめます

重層的

いろいろな人から寄せられる様々な生活福祉課題の相談をいったん「受けとめ」、市社協内部のみならず各関係機関と連携を図り、必要に応じて重層的支援体制整備事業における多機関協働事業^(注)と連携して、課題解決に向けた支援を行います。

そのために 取り組むこと	総合相談窓口機能の 強化・拡充 ※1	属性・世代を問わない相談の実施 (包括的相談支援事業 ^(注) に準ずる)
		「むすぶ」と尼崎市地域課 ^(注) による 「(仮)なんでも相談窓口」 ^{※2} の設置
		課題解決支援に向けた各関係機関との連携・協働 (多機関協働事業との連携)
		困難事例に対応する(市社協内)検討会議の開催
		相談事例の蓄積の工夫と事例検討会等の実施

※1 総合相談のイメージ 15ページ

※2 「学びと活動が循環する地域づくり」を目指す尼崎市の組織である地域課と福祉のまちづくりを目指す市社協が地域での一体的な総合相談体制を目指し窓口を設置する。

推進項目 2 社会資源情報の収集と共有化をすすめます

住民が地域福祉に対する理解を深め、住民相互の支えあいの活動を広げるために、社会資源情報の収集と共有化をすすめて、地域福祉に関する様々な情報を的確に提供していきます。

そのために 取り組むこと	社会資源情報 の活用	地域で行っている活動や各専門機関等の 社会資源の把握
		「わが町シート」 ^(注) (地域診断シート)の作成 および更新と活用
		地域情報共有サイト「あましえあ」 ^(注) の活用

推進項目 3 社協の広報を充実させます(社協の魅力を伝えます)

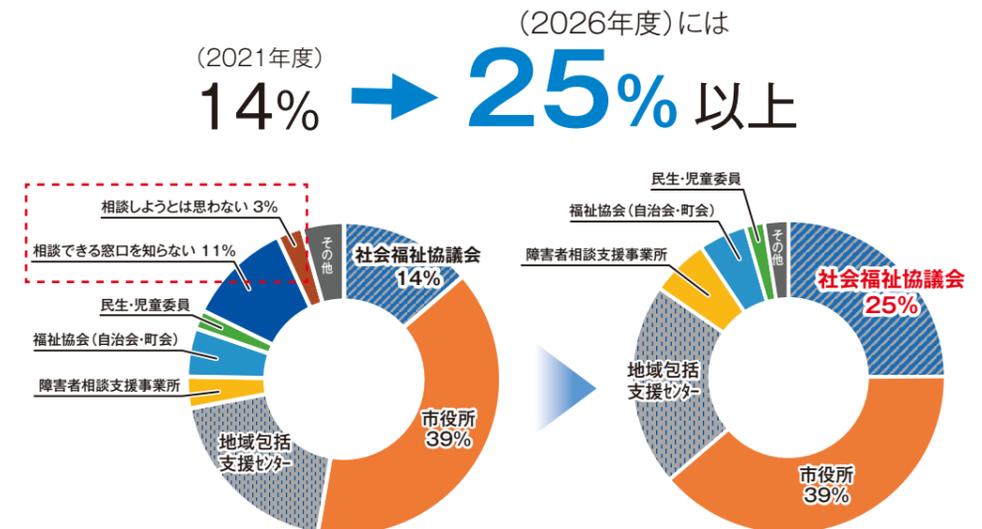
市社協の事業やサービスをより多くの住民に伝えるとともに、発信した情報により、市社協の活動やその目的が地域に浸透し、活動への共感、理解につながるように、市と協力しながら広報活動をすすめます。

そのために 取り組むこと	市社協の 広報戦略の構築	戦略的広報を支える基盤となる体制の構築 機関紙、ホームページ等の基幹媒体の充実 対象者を意識した広報媒体の充実
	SNS ^(注) 等を活用した 広報や事業の取組	SNS等新たな手法を用いた広報や事業の実施

めざす姿

「困りごとがあった時に社協の窓口で相談しようと思う人の割合」

地域福祉活動にかかわるアンケートで「困りごとがあった時に相談しようと思う窓口はどこですか?」で「社会福祉協議会」と回答した割合に「相談できる窓口を知らない」「相談しようと思わない」の割合を加えたものを目標値にします。





基本目標 2 地域で安心して暮らすための地域福祉活動をひろげる(ささえあう)



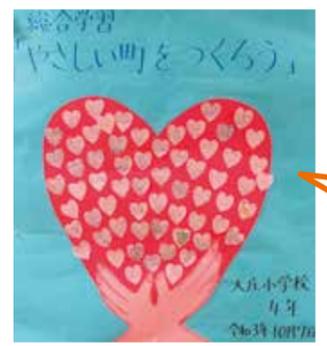
誰もが地域で安心して暮らし続けられるように、居場所づくりや見守り活動をはじめとする様々な地域福祉活動を広げ、「支えあい」の意識の醸成をすすめていきます。

推進項目 1 多様な主体と地域住民が地域福祉活動に共に取り組めるしくみをつくりまします(人づくり)

属性や世代にとらわれない住民主体の地域活動の充実を図るために、「ポストコロナ」(注)における新しい生活様式に合わせた活動を提案し、これまでの活動の継続支援および新たな活動への支援も行います。また引き続き、担い手の育成・支援等を行い、地域福祉活動のすそ野を広げていきます。

そのために取り組むこと	担い手の育成・支援	ボランティア講座の充実
		市社協内のボランティア情報の共有化
		「むすぶ」とボランティアセンターによる支援の充実
		生活支援サポーター(注)養成講座の充実
	地域福祉活動再開・継続にむけた啓発・支援	‘ポストコロナ’の新しい生活様式にあわせた活動の提案
		多様な主体と住民がともにすすめる地域づくりの提案
	福祉学習(注)の推進	住民向け研修プログラムの検討
		尼崎市地域課、学校と連携した福祉学習の実施
	地域コミュニティの活動基盤の強化	地域コミュニティの重要な基盤となる単位福祉協会(注)の活動等を支える担い手の確保、育成

※ ボランティアセンターとむすぶの関係イメージ 16ページ



総合学習の授業で、車いすや点訳の体験学習を実施した小学校の児童さんから送られてきた感想です。福祉学習を通して「誰もが大切にされる地域づくり」をすすめています。

推進項目 2 誰もが安心して暮らすことができる地域づくりをすすめます(場づくりなど) 重層的

子どもも、高齢者も、障がいのある人も、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられる地域づくりを目指し、住民とともに、見守りや支えあい、誰もが参加しやすい場づくりなど、地域の実情に応じた交流をすすめます。また、災害時に備えたふだんからの住民同士の顔の見える関係づくりもすすめていきます。

そのために取り組むこと	住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくりの推進・支援(場づくり)	ふれあいサロン(注)をはじめとする居場所の継続および立ち上げ支援(住民のつながりの場の環境づくり)
		活動者の意欲向上のための支援の実施
		住民相互の支えあい活動の支援の実施
		様々な手法による見守り活動の推進
	災害時をみすえた体制づくり	尼崎市地域課と協働し、地域特性に応じたまちづくりを推進する活動の実施
		「むすぶ」と尼崎市地域課による「(仮)なんでも相談窓口」の設置(再掲)
		地域での防災の取り組みに対する支援・協力
	子ども・子育て支援活動の推進(保護者が安心して子育てできる取組)	災害に関する協定の見直し
		災害ボランティアセンター(注)運営訓練の実施
		子育て家庭の「困りごと」を受けとめるためのネットワークの構築
	子ども・子育て支援活動の推進(子どもがすこやかに育つ取組)	子育てにかかわる多様な仲間づくりの推進
		子どもを虐待してしまう親への回復支援の取組
子ども・子育て家庭に関する福祉学習の実施		
子ども・子育て支援活動の推進(子どもがすこやかに育つ取組)	食や学習をはじめとする様々な子どもの居場所のサポート	
	子どもや若者の「困りごと」を受けとめる体制づくり	



推進項目3

地域の多様なニーズに応えるために、
むすぶ機能の充実を図ります

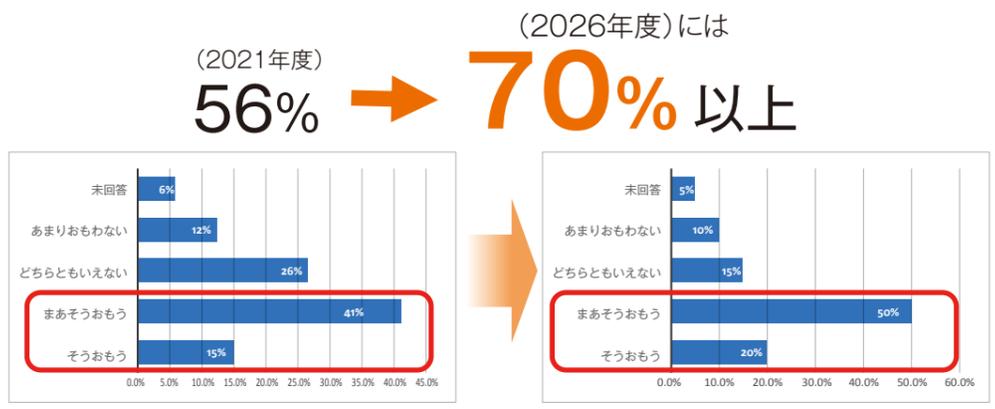
「むすぶ」が地域活動の新たな担い手の発掘や個別相談への対応のほか、地域の多様なニーズに応えることができる一番身近な窓口としての役割を果たします。
「むすぶ」のコミュニティソーシャルワーク(注)機能の強化を図るとともに、課題解決に取り組む市社協各部署と連携し、地域活動への支援をさらにすすめていきます。

そのために 取り組むこと	ささえあい 地域活動センター むすぶの機能強化	地域活動の担い手不足への対応
		市社協内のボランティア情報の共有化(再掲)
		「むすぶ」とボランティアセンターによる支援の充実(再掲)
	相談事例の蓄積の工夫と事例検討会等の実施(再掲)	
	支部地域福祉推進計画の推進	各支部地域福祉推進計画参照(P8~10)

めざす姿

「住んでいる地域において、高齢者、子ども、障がいのある人にも暮らしやすいと思う人の割合」

地域福祉活動にかかわるアンケートで「住んでいる地域は高齢者、子ども、障がいのある人にも暮らしやすいとおもいますか？」で「そうおもう」「まあそうおもう」と回答した割合を増やすことを目標にします。



支部地域福祉推進計画 (2022(R4)年4月~2027(R9)年3月)

それぞれの地域の特性を活かして、地域の実態にあった活動をすすめるために、第4期の地域福祉推進計画から、支部ごとの地域福祉推進計画を作成しています。今期も各地区で話しあい、ありがたい姿、重点的な取り組みを考えました。このありがたい姿を目指して、地域住民とともに取り組んでいきます。



地区	ありがたい姿・テーマ
中央	・お互いが気兼ねなく声かけができる地域コミュニティづくり ・災害時も役に立つお互い顔のわかる地域づくり
小田	・もっと小田を楽しく! もっと小田を好きになる!
大庄	・出会い ふれあい ささえあいが地域を育む
立花	・住民一人ひとりが役割と自分の居場所を持ち、笑顔で安心して暮らしていけるまちづくり
武庫	・子どもから高齢者まで関わりのある地域 ・人と人がつながれる地域 ・人づくりができる機会や場のある地域
園田	・行政や地域団体、地域に住むみんなが支えあい・助けあえる、みんなでつくる、永く住み続けたい新時代に応じた新しいまち

尼崎市の状況 (2021(R3)年3月31日現在)

	総人口数	年少人口数 (0歳から14歳)	生産年齢人口数 (15歳から64歳)	高齢人口数 (65歳以上)	後期高齢者人口数 (75歳以上)	高齢化率 (高齢人口数÷総人口数)	世帯数	保護率	社協加入率
全市	461,988	53,019	281,384	127,585	67,187	27.62%	238,433	3.86%	46.13%
中央	52,752	4,755	31,967	16,030	8,260	30.39%	29,864	5.04%	49.94%
小田	74,787	8,738	44,412	21,367	11,713	28.57%	38,698	3.63%	51.79%
大庄	52,891	5,491	30,486	16,914	9,318	31.98%	27,789	4.20%	69.85%
立花	107,996	12,066	66,384	29,549	15,275	27.36%	55,928	3.28%	45.09%
武庫	76,218	9,555	46,811	19,852	10,416	26.05%	37,499	3.21%	26.96%
園田	97,344	12,414	61,327	23,603	12,205	24.25%	48,655	2.87%	42.62%



中央

- 昔ながらのご近所づきあいがあり、お互いが気兼ねなく声かけができる地域コミュニティの実現を目指します。
- 災害への備えの一環としてお互い顔がわかる地域づくりをすすめます。

取組項目

- ・ 高齢者等の見守り活動の推進
- ・ おしゃべりの場づくりを推進 (地域住民が集える場づくり)
- ・ 災害時に力を発揮する地域づくりの推進 (いざという時に助けあえる関係づくり)
- ・ 日頃のお付き合いや地域行事を通じて、地域を大切にす意識の醸成 (いつまでも住み続けたいと思える地域づくり)

小田

- 孤独や孤立がなく住民同士が、お互いに声をかけあい顔が見える関係を築ける小田
- 誰もが安心して暮らしていくため、地域のことをみんなで話し合う場を増やす小田
- 助けあい・支えあえる関係づくりをすすめる小田

取組項目

- ・ 高齢者等の見守り活動の推進
- ・ 地域住民同士がつながる (地域情報の発信・住民が楽しく集える場づくり)
- ・ 地域住民同士で話しあう (住民の困りごとを話しあう・担い手の育成・学びの機会増やす)
- ・ 地域住民同士で支えあう (防災、防犯活動の実施、子どもや高齢者の見守り活動の立ち上げ)

大庄

- 出会い ふれあい ささえあいが地域を育む

取組項目

- ・ 高齢者等の見守り活動の推進
- ・ 居場所を増やそう (子どもから高齢者まで集まれる場づくり・地域にあるものを活用)
- ・ 地域のお手伝いさんを増やそう (地域福祉ネットワーク会議の実施・加入促進・地域情報の発信)

立花

- 市社協が取り組む事業について地域に広く理解を図り、積極的にPRします。
- 若い世代が次の地域の担い手として活躍できるよう担い手の育成をすすめます。
- いざという時などの連携がスムーズにいくように、日頃からの他機関との関係づくりをすすめます。

取組項目

- ・ 高齢者等の見守り活動の推進
- ・ 元気で笑顔のあふれる地域 (健康づくり・コミュニケーション)
- ・ 互いに見守り支えあえる地域 (見守り・支えあい)
- ・ 住みやすい地域環境 (美化活動・防災・防犯)

武庫

- 子どもから高齢者まで関わりのある地域
- 人と人がつながれる地域・人づくりができる機会や場のある地域
- お世話好きな人を発掘し、貴重な人材として増やしていきます。

取組項目

- ・ 高齢者等の見守り活動の推進
- ・ 安全で安心して暮らせる地域づくり
- ・ 誰もがいきいきと暮らせる地域づくり
- ・ みんながつどえる地域づくり
- ・ 情報交換ができる場づくり

園田

- 行政や地域団体、地域に住むみんなが支えあい・助けあえる、みんなでつくる、永く住み続けたい新時代に応じた新しいまち
- 行事の見直しなどを図り、新時代に応じた地域福祉活動の再構築を図る
- 地域の魅力を地域住民と共有し、地域力の向上を目指す

取組項目

- ・ 高齢者等の見守り活動の推進
- ・ むすぶつながる関係づくり
- ・ 見守る 見守られる関係づくり
- ・ 誰もが居られる場づくり



基本目標 **3** **みんなが支えあえるつながりづくりをすすめる** (つなげる、つながる)

1 貧困をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを

住民と各専門機関とが課題について話しあう地域福祉ネットワーク会議（協議体）を各地区に設置し、様々な課題について取り組んでまいりました。今後ますます複雑化・複合化した課題に対応していくために、行政機関、専門機関、地域とともに本人に寄り添いながら支援を行う関係づくりをより一層すすめます。

推進項目 1 **様々な生活福祉課題解決のために必要な専門機関、団体のネットワークの充実を図ります** **重層的**

地域で起こる様々な課題に対応するために、地域福祉ネットワーク会議（協議体）等各種のネットワークを通じて、専門機関・団体と連携を図り、地域住民同士の助けあい活動を推進し、課題を解決するしくみづくりをすすめます。
また複雑化・複合化した課題に対応し、住民主体のつながりのある地域づくりをすすめます。

そのために 取り組むこと	地域福祉ネットワーク 会議（協議体）等の 充実	課題に対応するための専門機関・団体等との さらなる連携と解決に向けた取組の実施
		市内社会福祉法人との連携の拡充と公益的な 取組の実施
	複雑化・複合化した 課題への対応や 地域づくりの継続と 更なる展開	制度の谷間や狭間への対応、 複合的な課題を抱える世帯への対応
		属性・世代を問わない相談の実施 （包括的相談支援事業に準ずる） (再掲)
		地域づくり事業(地域社会からの孤立防止、 多世代の交流や多様な活躍の場を確保する 地域づくり)の実施
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(注)への参画
		社会とのつながりを回復する参加支援事業への協力

※ 重層的支援体制整備事業イメージ 17ページ 18ページ



推進項目 2 **権利擁護支援の充実を図ります**

生きづらさを抱え社会の中で孤立しがちな人が、その人らしい生活を送るための意思決定支援等を行う権利擁護(注)支援の地域連携ネットワーク体制を構築していきます。
また成年後見等支援センター(注)がそのネットワークの中心的役割を担うことで成年後見制度(注)を含む様々な制度・サービス等を適切に選ぶことができるように、利用者・後見人等の支援をすすめます。

そのために 取り組むこと	成年後見等 支援センター機能の 充実等	様々な専門機関による地域連携ネットワークの構築
		センター機能の拡大・充実
		市民後見人養成研修の充実
		日常生活自立支援事業(注)の継続および 利用者の増に向けた取組の実施

※ 成年後見等支援センターイメージ 19ページ 20ページ



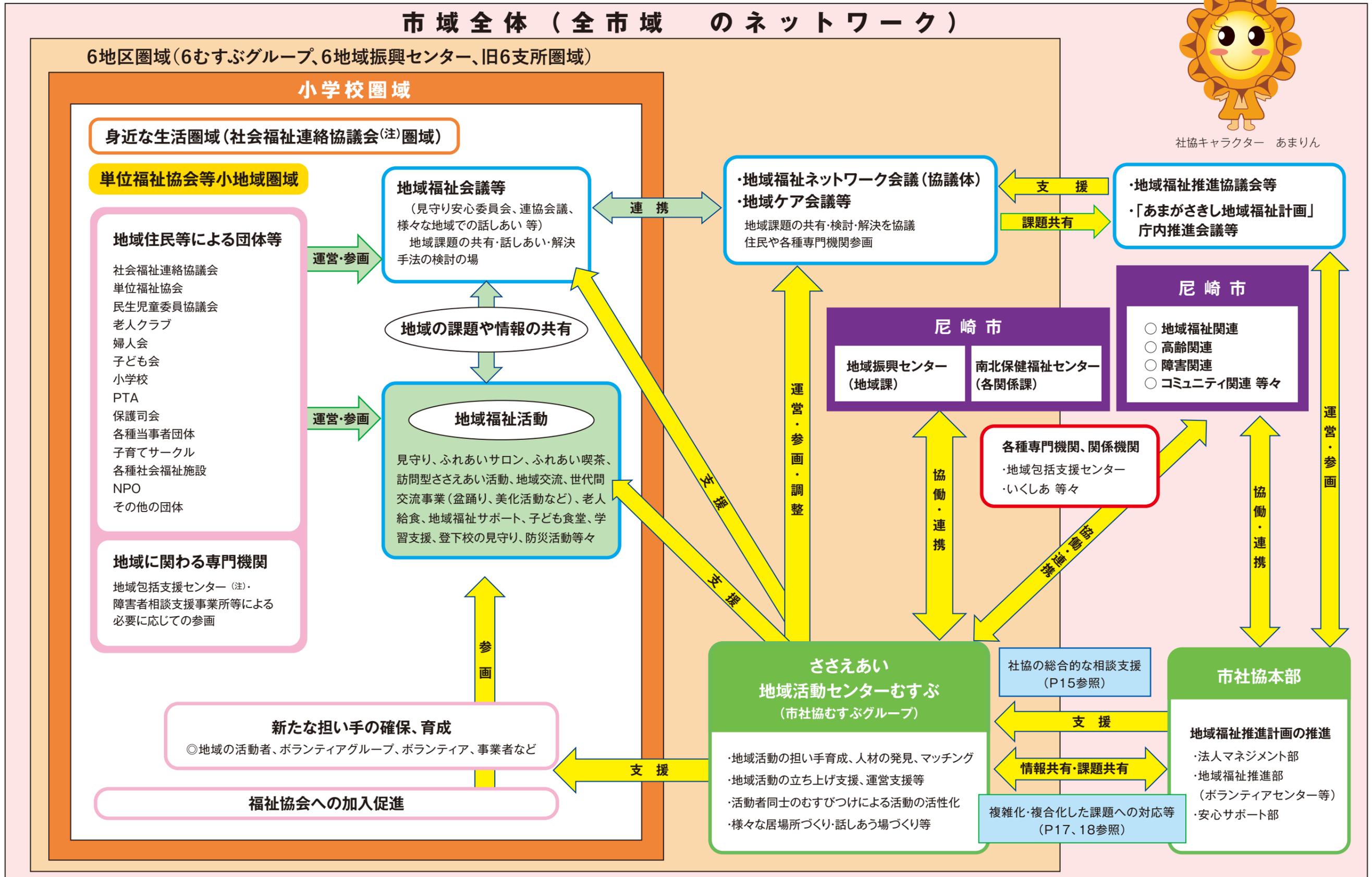
めざす姿

**「専門機関・団体関係者の、
様々な解決に向けた取り組みへの満足度」**

ネットワークに参画した専門機関・団体関係者へアンケート調査を行い
取り組みへの満足度をはかります。

(2026年度)には
70%以上

地域福祉を推進するためのネットワークの展開イメージ



各種イメージ

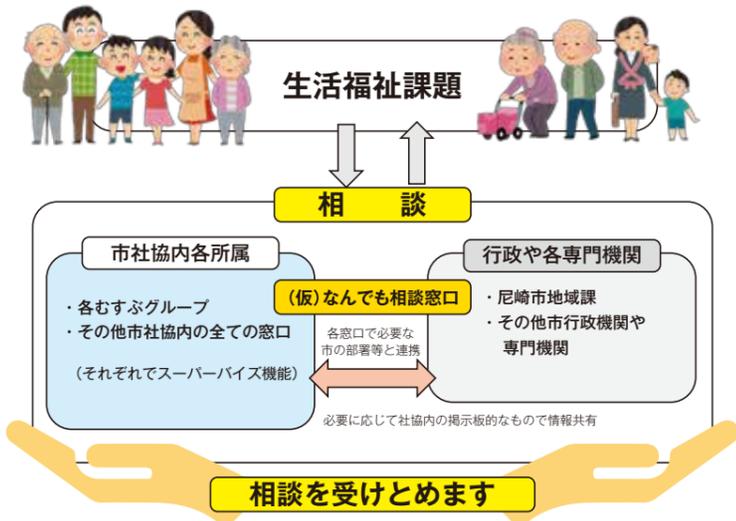
地域福祉を推進するためのネットワークの展開イメージ

各種イメージ

地域福祉を推進するためのネットワークの展開イメージ

〈基本目標1〉

尼崎市社会福祉協議会 総合相談のイメージ



時間の流れ(例示)

・障がい児1人
・海外赴任中の父親
・母親の3人世帯

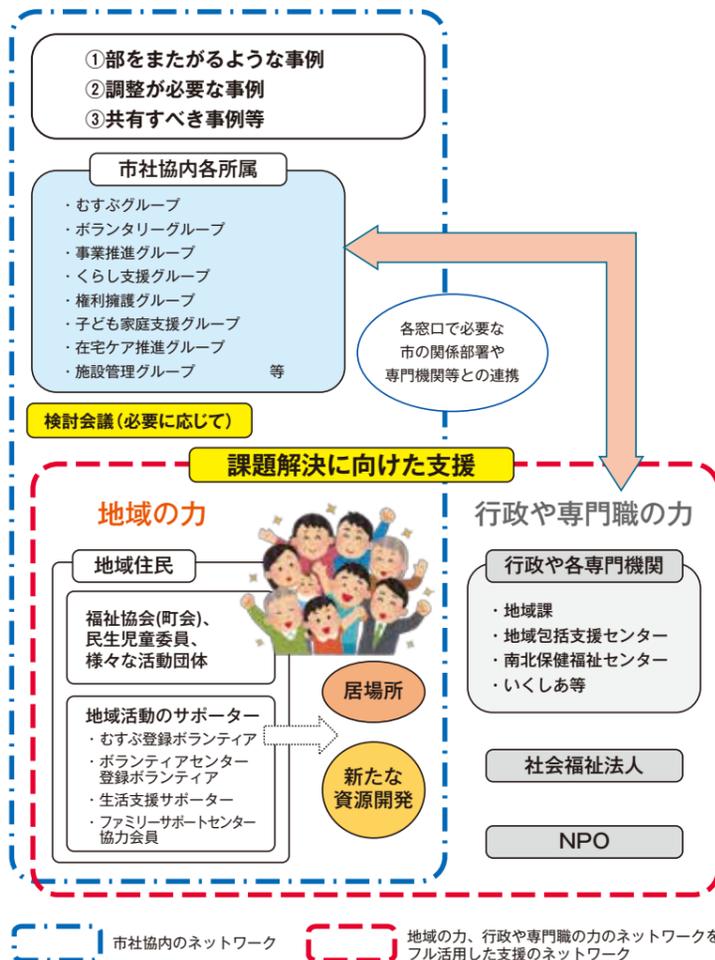
母親が妊娠。
身重で子どもの学校への送迎が困難。
子ども・家庭支援グループで相談を受けるが、対応が困難。

事例の共有を経て、市社協内各所属や専門機関等による検討会議を開催し、支援方法を検討。

市社協内 検討会議

母親が出産後送迎できるまでの間、民生児童委員や近隣住民の方からの支援を受けながら、送迎の支援を得ることができた。

さらに送迎以外においても当該世帯と近隣の方々との関係性が高まり、日ごろからの見守り、助け合いが進んだ。



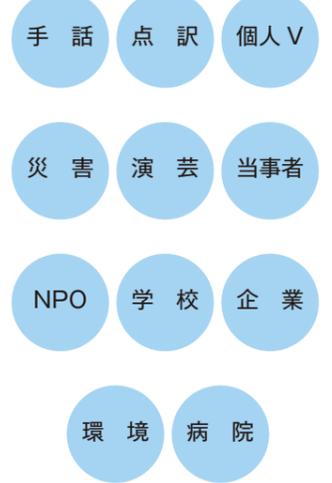
※ 重層的支援体制整備事業における多機関協働事業等との関係
1. 各むすぶグループを中心とした相談(入口)で受けた相談のうち、「複雑化・複合化した事例」で明らかに市社協内や複数以上の関係機関にまたがる事例については、「多機関協働事業」を担う市所管課に情報提供、相談の上、「重層的支援体制整備事業」の流れに繋げて対応する。
2. 1以外の事例については、上記イメージ図のように市社協として「総合相談」を実施する。これらについては今後変更が生じる可能性があります。

〈基本目標2〉

ボランティア活動からみた ボランティアセンター(VC)と「むすぶ」の関係イメージ

ボランティアセンター(全市)

- 【主な役割】
- ・ボランティア登録
 - ・ボランティア活動に関する相談、情報提供
 - ・コーディネート
 - ・ボランティア講座等の実施
 - ・福祉学習の推進
 - ・災害ボランティアセンターの運営
 - ・県ボランティアプラザ調整 など



- 【特性】
- ・ボランティア自身の自主性が強い(活動への意欲がある)
 - ・地域にとらわれない
 - ・専門的なスキル知識がある方も多い
 - ・福祉分野以外とのつながりも作りやすい

専門性、個別性

- ・傾聴、個別支援に必要なスキル等

テーマ型活動中心

協力・連携

共通のテーマ・課題でつながる

【事例】

相談

Bさん(ケアマネジャー)からボランティアセンターに相談
「Aさんに話し相手になってくれる方をお願いしたい。」

訪問

Aさん宅へボランティアセンターから訪問

ききとり

実は... Aさんの想いは
・話し相手が欲しい
・自力でゴミ出しができない(要支援)
・1人なので何かあれば不安

気づき

困りごとは傾聴=話し相手だけではない
・むすぶとの連携の検討

調整

- ①話し相手
→傾聴ボランティアをつなぐ
- ②ゴミ出し、一緒に出す
→生活支援ボランティアグループなど、地域で活動するボランティアに調整しつつ
- ③地域での見守り
→活動地区はつなぐ、未活動地区は啓発

開発・啓発

- ①傾聴ボランティア育成
専門性とスキルアップ 支援者養成
- ②支えあいの担い手探し、育成や地域啓発へ
- ③地域・民生児童委員による見守りや地域啓発へ
- ④生活支援ボランティアグループ 養成、組織化

むすぶ(6地区)

- 【主な役割】
- ・むすぶ登録
 - ・地域活動のコーディネート
 - ・ボランティアセンターとの情報、登録状況等の共有、調整
 - ・地域住民、個人ボランティアやボランティアグループとの調整 など



- 【特性】
- ・日常生活の中での支えあい
 - ・地域資源、特性をよく把握している
 - ・地域の特性を活かした支援ができる
 - ・単発ではなく、将来を見据えた個別課題への支援につながる

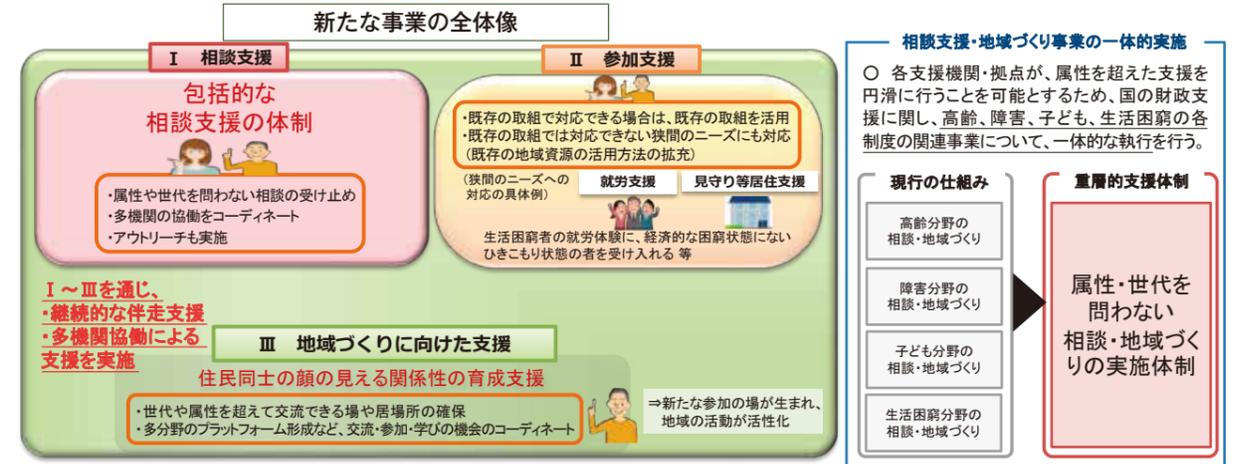
日常性、地域性

- ・話し相手、見守り、ゴミ出し、生活支援など

地域活動中心

重層的支援体制整備事業

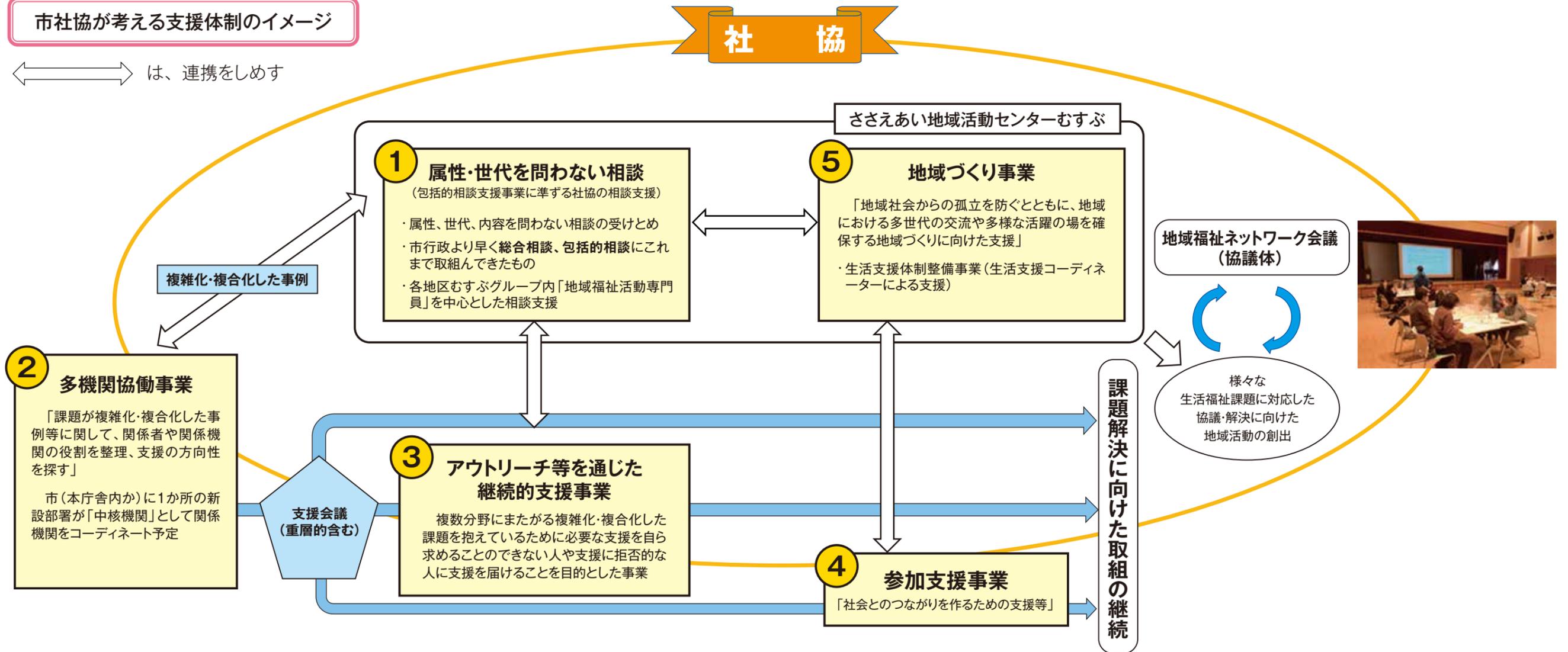
- 重層的支援体制整備事業とは、尼崎市が中心となって、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受けとめ、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、複雑化・複合化した課題や狭間のニーズへの対応を行っていくものです。
- 市社協として尼崎市が進める重層的支援体制整備事業に積極的に参画していきます。



【厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」より重層的支援体制整備事業の全体図】

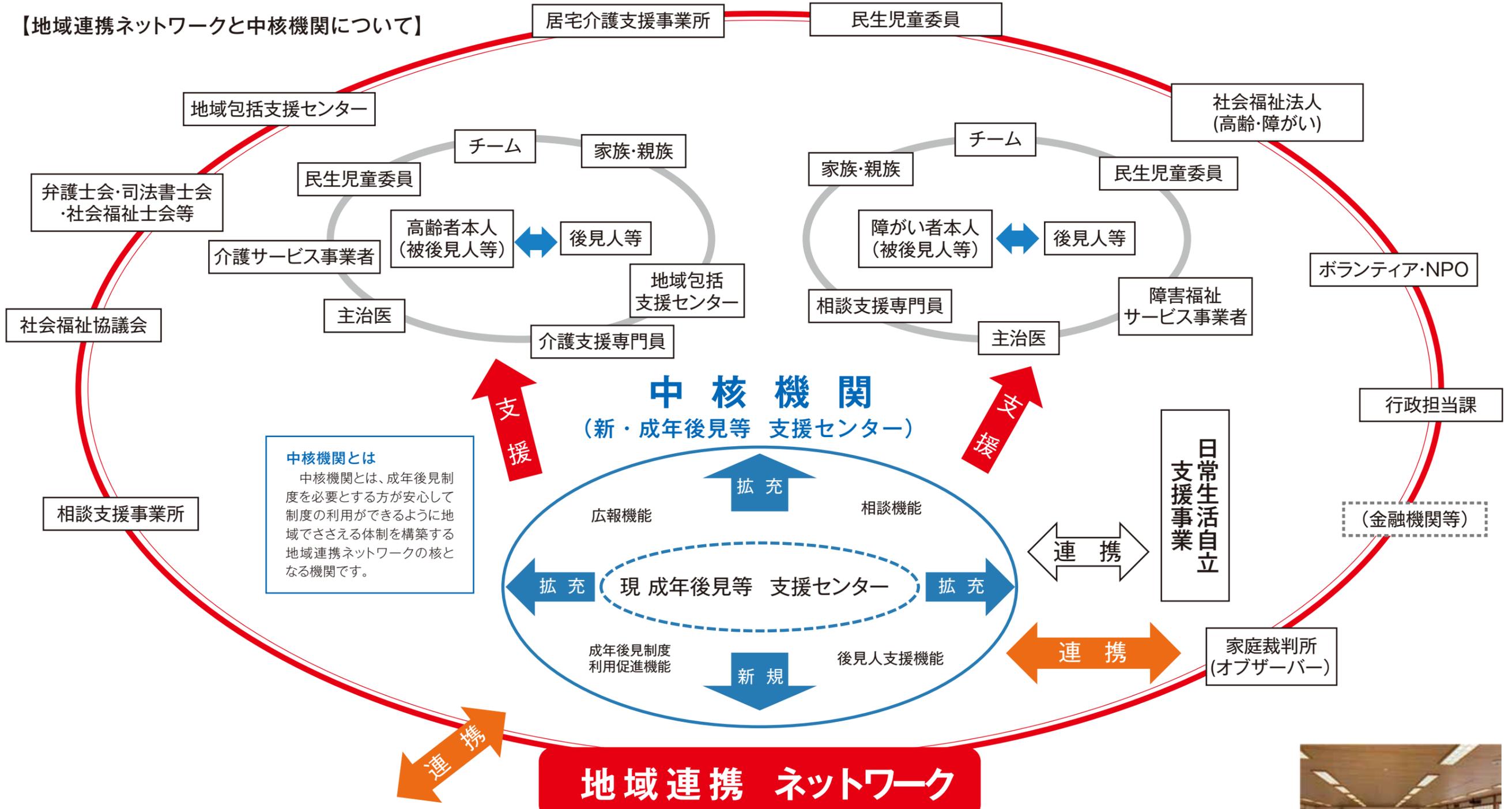
市社協が考える支援体制のイメージ

⇔ は、連携をしめす



成年後見等支援センターのイメージ

【地域連携ネットワークと中核機関について】



中核機関とは
 中核機関とは、成年後見制度を必要とする方が安心して制度の利用ができるように地域でささえる体制を構築する地域連携ネットワークの核となる機関です。

尼崎市
南北保健福祉センター
 計画策定、実施、評価
 ・成年後見利用支援に係る体制整備
 ・財政支援(運営費補助、申立費用・後見報酬助成等)
 ・市長申立

成年後見等支援センター運営委員会(現行)
 ・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、医師等)・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等
 ・民生児童委員・社会福祉法人(高齢者、障がいの施設・事業所等)・ボランティア、NPO団体等
 ・行政担当課(福祉相談支援課、包括支援担当課、障害者支援課、地域保健課等)・社会福祉協議会



各種イメージ
成年後見等支援センターのイメージ

各種イメージ
成年後見等支援センターのイメージ

SDGs（エス・ディー・ジーズ）の取組

- SDGsとは、2015(H27)年9月の国連サミットで採択された2030(R12)年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。
- SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す」と市社協地域福祉推進計画の理念「みんなで支えあい、助けあう地域づくりをすすめます」は、その理念を共有していると考え、市社協として、特に福祉的な側面からSDGsを推進していきます。（基本目標ごとに関連するアイコンを付けています。）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



用語説明（以下の用語は本書において、次のような意味で使用しています）

あ

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（本文11ページ以降）

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えるため、必要な支援を自ら求めることのできない人や支援に拒否的な人に支援を届けることを目的とした事業。

尼崎市地域課（本文3ページ以降）

市内12か所ある生涯学習プラザのうち、6か所にある市の組織（各むすぶグループと隣接）。各地域における協働のまちづくりを推進するため、地域住民への情報提供・発信、相談業務、交流の場づくり、様々な団体や市民活動グループへの活動支援を行っている。併せて各種講座や事業を展開し、生涯に渡って互いに学び、活動していける「学びと活動が循環する地域づくり」に取り組んでいる。

SNS（本文4ページ以降）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称のこと。スマホやパソコンを使って人間関係を構築することのできるオンライン上のコミュニティサービスの総称。（代表的なものとして、Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）やInstagram（インスタグラム）などがある）

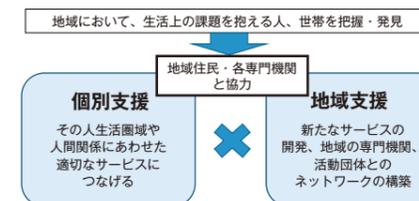
か

権利擁護（本文12ページ以降）

自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者、障がい者等が安心して暮らすために、様々な権利を守ること、権利の行使やニーズの表明を支援し代弁すること。

コミュニティソーシャルワーク（本文7ページ以降）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践。本計画においてはコミュニティワークを含めた概念。



さ

災害ボランティアセンター（本文6ページ以降）

震災や水害などの大規模な災害が発生した時に、被災者支援のためにボランティア活動を円滑にすすめるための拠点のこと。近年では、大規模災害が発生すると被災地の社会福祉協議会が中心となって設置することが多い。

ささえあい地域活動センターむすぶ/「むすぶ」

（本文1ページ以降）

各地区生涯学習プラザ内、むすぶグループ（社協支部事務局）内に設置された、「住民同士が支えあい、助けあう地域づくりにつながる活動（見守り活動ほか様々な地域活動）を全面的に支援するセンター。（担い手育成、人材の発見、ニーズとのマッチング、活動の立ち上げ支援、運営支援、活動場所の確保協力等々）

サロン（本文6ページ以降）

家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所に気軽に出かけ、仲間づくりや生きがいづくりをすすめることにより、地域でいきいきと暮らせるよう支援する活動。

社会福祉連絡協議会（連協）

（本文13ページ以降）

尼崎市社会福祉協議会を構成する単位福祉協会の集合体で、地域で行われる様々な事業の主な実施主体として活動している。

生活支援サポーター（本文5ページ以降）

尼崎市が実施する養成講座（講習時間13時間）を受講することで、介護福祉士などの資格を持っていなくても、標準型訪問サービスに従事し、支援が必要な方々に対して、掃除、洗濯などの軽易な生活援助サービスを提供することができる。

成年後見等支援センター（本文12ページ以降）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度を中心とした権利擁護に取り組む。主な取り組みは成年後見を中心とした権利擁護の相談及び支援、市民後見人養成及び活動支援を行う。

成年後見制度（本文12ページ以降）

判断能力が不十分な認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の権利を保護する民法に規定される制度で、保護の必要に応じて補助、保佐、後見に分類される。

た

多機関協働事業（本文3ページ以降）

課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者や関係機関の役割、支援の方向性を整理するなど、ケース全体の調整を行いながら、必要な支援を行う事業で、本市においては、市が直営で実施予定であり、中核機関として関係機関をコーディネートする予定。

単位福祉協会（本文5ページ）

尼崎市社会福祉協議会を構成する住民組織の単位で、他都市でいうところの自治会、町会にあたる。コミュニティ活動を中心に生活に密着した活動を行っている。

地域包括支援センター（本文13ページ以降）

2006（H18）年から、住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うために各市町村に設置される機関。主な業務内容は、①介護予防、②総合相談、③権利擁護、④ケアマネジャー支援となっている。尼崎市では、各地区2か所の計12か所と、市包括支援担当が基幹型地域包括支援センター機能を担っている。

地域情報共有サイト「あましえあ」

（本文3ページ以降）

公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設、市民活動団体等の幅広い地域情報を掲載していくサイト。

な

日常生活自立支援事業（本文12ページ以降）

高齢者や障がい者の方が地域で安心して生活できるように、各種福祉サービスの利用の手続きや、サービスの利用料の支払いなどの支援を行う。

は

ファミリーサポートセンター（本文1ページ以降）

援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、0歳～小学校6年生までの子どもを持つ家庭の支えあい活動を行うもの。

福祉学習（本文5ページ以降）

地域の当事者・ボランティア団体・学校・施設等と連携し、自分の暮らすまちの福祉に関心をもってもらうための機会や場。

包括的相談支援事業（本文3ページ以降）

属性や世代を問わない相談、必要に応じて支援機関のネットワークや複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業と連携する相談支援事業。

ポストコロナ（本文5ページ以降）

ここでは、コロナ禍及びそれを含めたその後の状況を含めてポストコロナと呼ぶ。



わ

わが町シート(地域診断シート)

（本文3ページ以降）

連協圏域を単位に地域の課題やその背景、現状を把握するための地域診断を目的としたシートであり、作成プロセスにおいて地域住民の方々との協力にも重点をおいているもの。